

主な建設機械の搭乗資格

■作業時に必要となる資格

機 種	作 業 時								一般走行の場合			
	車両系建設機械 運転技能講習	車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習	不整地運搬車 運転技能講習	高所作業車 運転技能講習	小型移動式クレーン 運転技能講習	フォークリフト 運転技能講習	玉掛技能講習	締め固め用 建設機械特別教育	大型特殊自動車 運転免許	普通自動車 運転免許	小型特殊自動車 運転免許	原付自動車 運転免許
ブルドーザー	●3t以上											
油圧ショベル	●3t以上	●3t以上						▲	▲	▲		
ホイールローダ	●3t以上							▲	▲	▲		
グレーダー	●3t以上							●				
不整地運搬車(タイヤ)			●1t以上					▲	▲	▲		
不整地運搬車(クローラ)			●1t以上									
高所作業車				●10m以上					▲			
ラフテレンクレーン					▲			●	▲			
トラッククレーン					●5t未満		●1t以上	▲	▲			
クローラクレーン					●5t未満		●1t以上	▲	▲			
フォークリフト						●1t以上		▲	▲	▲		
振動ローラー							●					
タイヤローラ							●	▲	▲	▲		
マダカムローラ							●	▲	▲			
コンバインドローラ							●	▲	▲			

※3t未満又は1t未満は特別教育

※10m未満(作業床)は特別教育

※油圧パワーショベル等に油圧ブレーキをセットして使う場合には、車両系建設機械(解体用)運転技能講習資格が必要です。

▲は車種により異なる●詳細については御確認ください。●主要な機種の搭乗資格

■主要な機種の搭乗資格

	コース名	講習対象	機械の種類
技能講習 重機の安全運転に	車両系建設機械運転技能講習(整地・運搬・積込・掘削)	機体重量3t以上	●ブルドーザ●ホイールローダ●パワーショベル
	車両系建設機械運転技能講習(解体用)	機体重量3t以上	●ブレーカ
	不整地運搬車運転技能講習	最大積載量1t以上	●クローラ式●ホイール式
	小型移動式クレーン運転技能講習	つり上げ荷重5t未満	●トラック積載型クレーン
	床上操作式クレーン運転技能講習	つり上げ荷重5t以上	●運転車が荷と共に移動するクレーン
	高所作業車運転技能講習	作業床高さ10m以上	———
	フォークリフト運転技能講習	最大荷重1t以上	●フォークリフト
特別教育 小型重機の安全運転に	ショベルローダ運転技能講習	最大荷重1t以上	●ショベルローダ(2WD)●フォークローダ
	小型車両系建設機械特別教育(整地・運搬・積込・掘削)	機体重量3t未満	●ブルドーザ●ホイールローダ●パワーショベル
	小型車両系建設機械特別機械(解体用)	機体重量3t未満	●ブレーカ
	不整地運搬車特別教育	最大積載量1t未満	●クローラ式●ホイール式
	ローラ特別教育	ローラ全機種(重量無制限)	●ローラ全機種
	小型移動式クレーン特別教育	つり上げ荷重1t未満	●トラック積載型クレーン
	クレーン特別教育	つり上げ荷重5t未満	———
	高所作業車特別教育	作業床高さ2m以上10m未満	———
	フォークリフト特別教育	最大荷重1t未満	●フォークリフト
	ショベルローダ特別教育	最大荷重1t未満	●ショベルローダ(2WD)●フォークローダ
玉掛特別教育	つり上げ荷重1t未満	———	
産業ロボット特別教育	———	———	